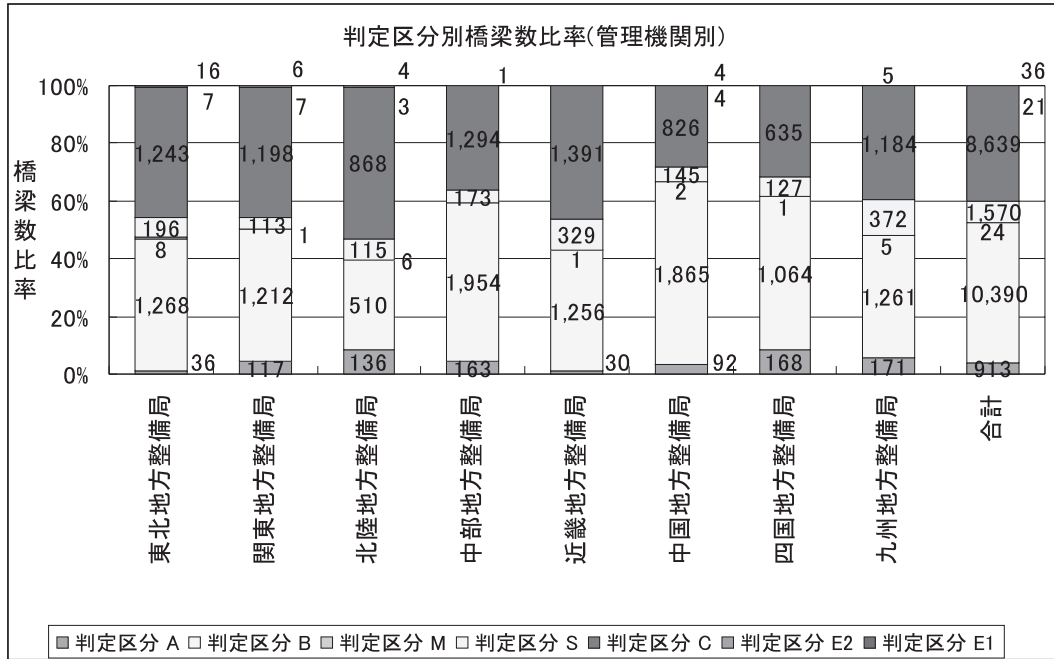


2. どのような状態のストックを抱えているか



(1) 橋梁の対策区分の判定区分

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地方整備局別）



出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

◆国総研資料第488号、第545号からの推移

橋梁管理カルテ	A	B	M	S	C	E2	E1	(箇所) 合計
H19.4現在	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127
	9.1%	48.8%	0.2%	6.1%	35.2%	0.2%	0.4%	100.0%
H20.4現在	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633
	6.7%	49.7%	0.1%	6.8%	36.1%	0.2%	0.3%	100.0%
H21.4現在	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626
	4.9%	48.3%	0.1%	7.6%	38.8%	0.2%	0.2%	100.0%
H22.4現在	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593
	4.2%	48.1%	0.1%	7.3%	40.0%	0.1%	0.2%	100.0%

- ・概ね、全橋梁の点検が完了。
- ・なお、最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。
- ・これらの結果、全体的な判定区分比率に大きな変化は認められない。
- ・ただし、わずかではあるものの、A、B判定橋梁割合が減少し、C判定橋梁割合が増加している傾向がうかがえる。

判定区分別橋梁数比率(管理機関別)

(箇所)

管理機関別	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
東北地方整備局	36	1,268	8	196	1,243	7	16	2,774
関東地方整備局	117	1,212	1	113	1,198	7	6	2,654
北陸地方整備局	136	510	6	115	868	3	4	1,642
中部地方整備局	163	1,954		173	1,294		1	3,585
近畿地方整備局	30	1,256	1	329	1,391			3,007
中国地方整備局	92	1,865	2	145	826	4	4	2,938
四国地方整備局	168	1,064	1	127	635			1,995
九州地方整備局	171	1,261	5	372	1,184		5	2,998
合計	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593

出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

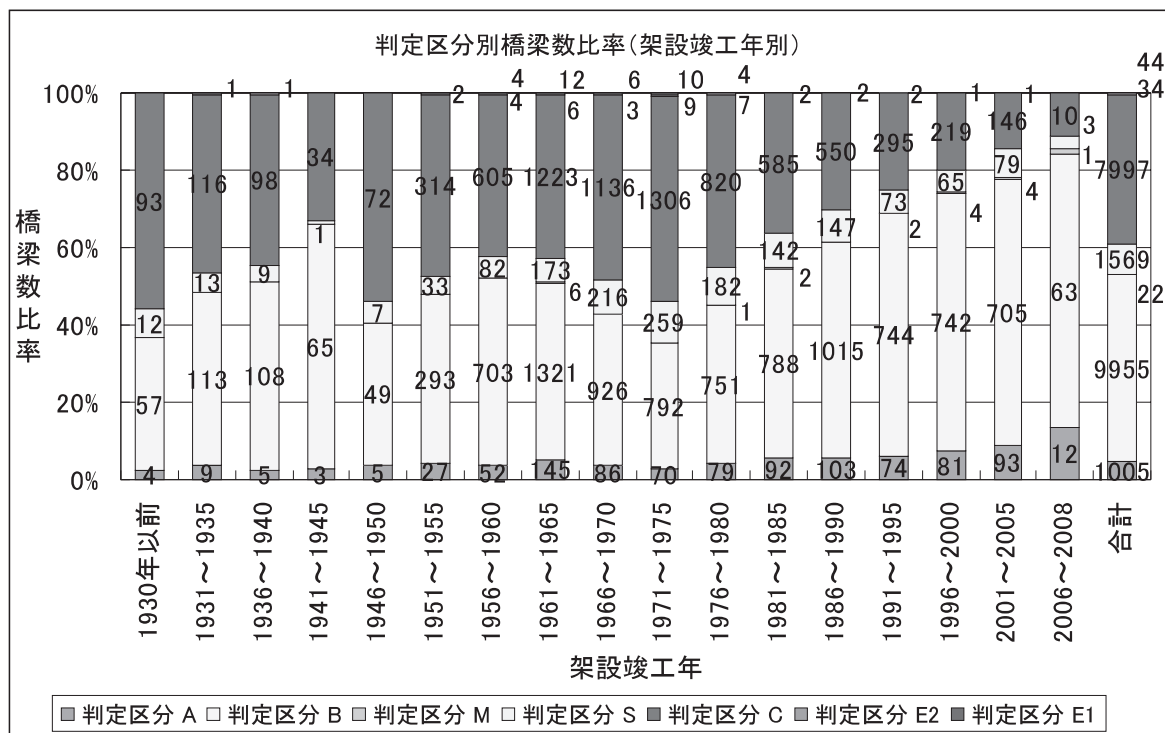
- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(箇所)

架設竣工年	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	4	58		11	92			165
1931～1935	7	108		15	129			259
1936～1940	4	108		8	101	1		222
1941～1945	3	65		1	35			104
1946～1950	3	53		6	72			134
1951～1955	24	327		30	291		1	673
1956～1960	48	718		80	618	3	4	1,471
1961～1965	135	1,324	5	176	1,252	6	8	2,906
1966～1970	72	910	2	209	1,194	3	6	2,396
1971～1975	56	814		243	1,430	4	10	2,557
1976～1980	67	772	2	178	917	3	3	1,942
1981～1985	87	814	3	145	651		1	1,701
1986～1990	84	1,029		150	625		2	1,890
1991～1995	62	758	2	65	337			1,224
1996～2000	69	762	3	61	263			1,158
2001～2005	100	818	4	98	194	1		1,215
2006～2008	23	180	1	15	31			250
不明	65	772	2	79	407		1	1,326
合計	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593

出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

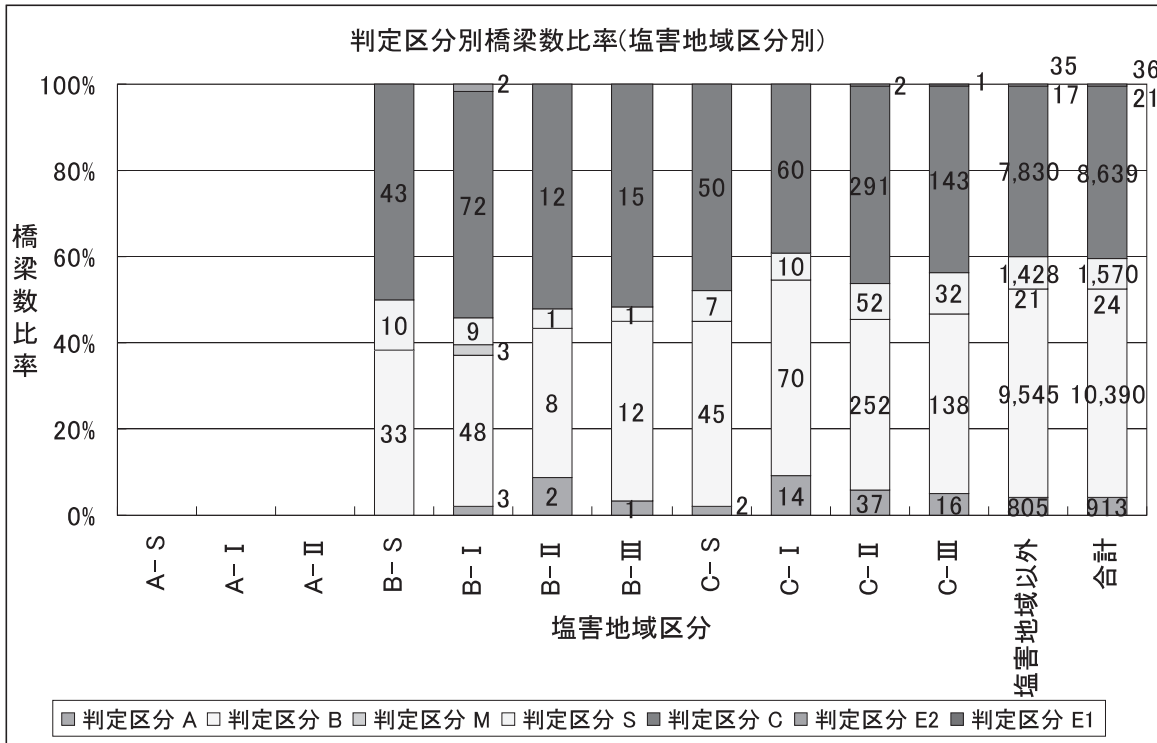
- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村（下北郡）  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(箇所)

塩害地域区分	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
A-S								0
A-I								0
A-II								0
B-S		33		10	43			86
B-I	3	48	3	9	72	2		137
B-II	2	8		1	12			23
B-III	1	12		1	15			29
C-S	2	45		7	50			104
C-I	14	70		10	60			154
C-II	37	252		52	291	2		634
C-III	16	138		32	143		1	330
塩害地域以外	805	9,545	21	1,428	7,830	17	35	19,681
不明	33	239	0	20	123	0	0	415
合計	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593

出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

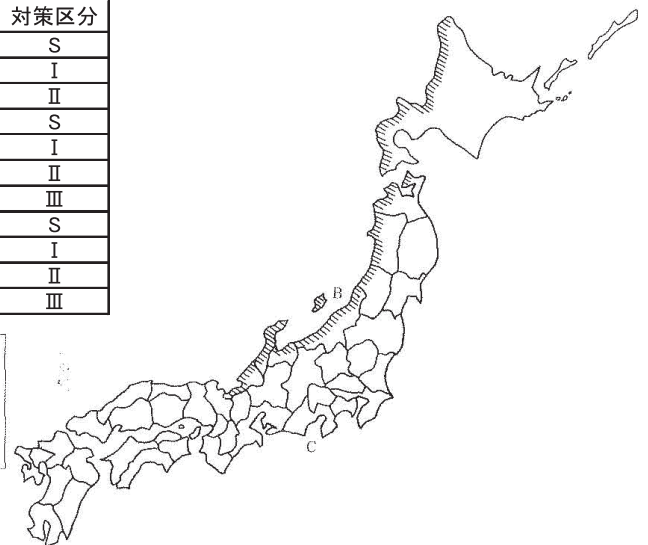
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

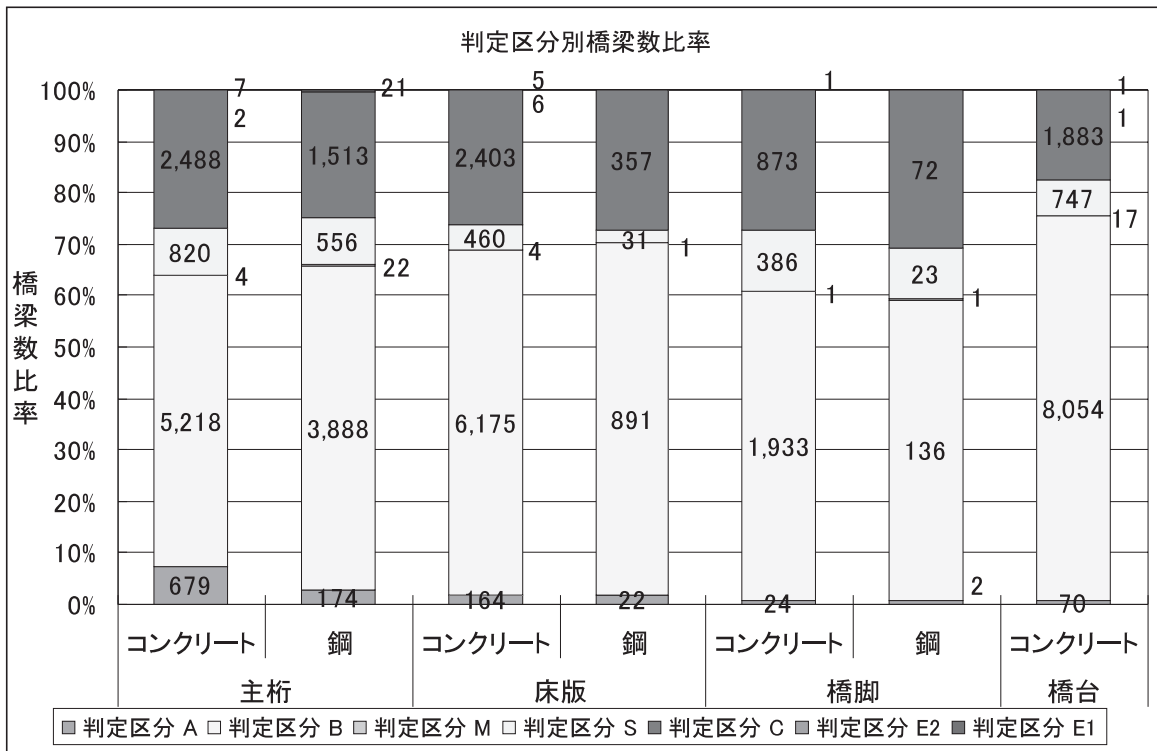
北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、藤野沢村（下北郡）  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例  
 地域区分 A  
 地域区分 B (上記地域を除く)  
 地域区分 C (海岸線付近)



④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。  
 橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

対策判定区分別橋梁数比率(部材別)

(箇所)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	679	5,218	4	820	2,488	2	7	9,218
	鋼	174	3,888	22	556	1,513		21	6,174
床版	コンクリート	164	6,175	4	460	2,403	6	5	9,217
	鋼	22	891	1	31	357			1,302
橋脚	コンクリート	24	1,933	1	386	873		1	3,218
	鋼	2	136	1	23	72			234
橋台	コンクリート	70	8,054	17	747	1,883	1	1	10,773

出典：橋梁管理カルテ（H22.4時点）。ただし、近畿地方整備局については、H21.4時点のデータ。

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

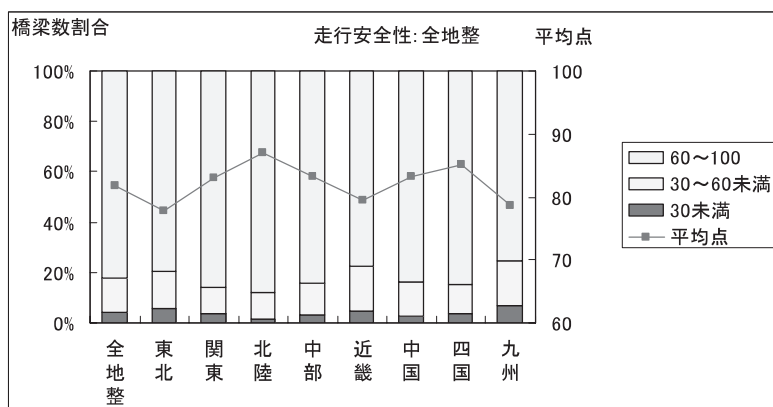
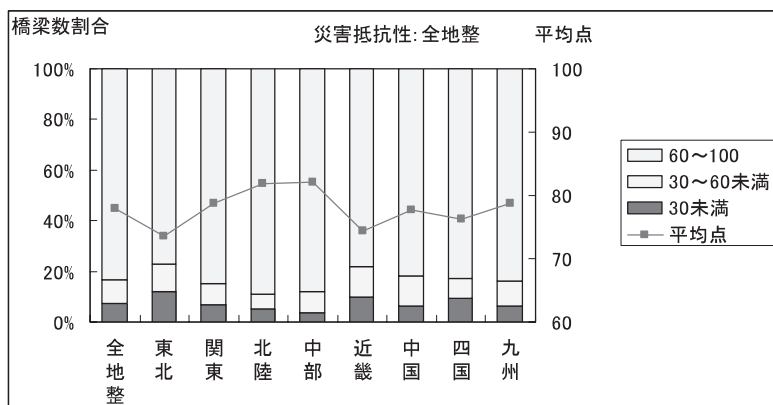
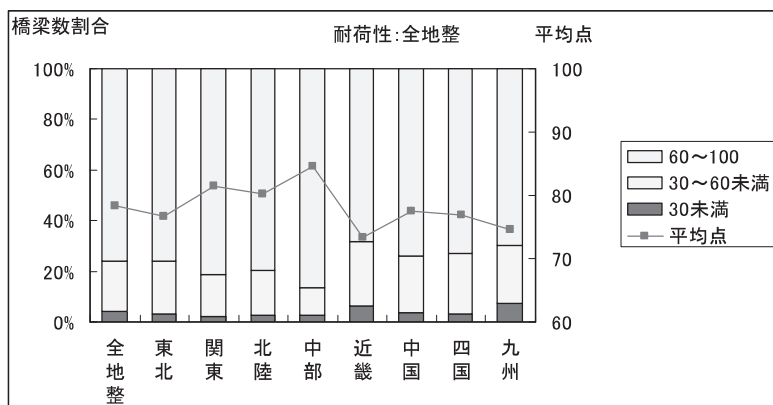
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

## (2) 道路橋の総合評価指標

### ① 管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

### ◆国総研資料第488号、第545号からの推移

直轄	耐荷性				災害抵抗性				走行安全性				計
	30未満	30~60	60~100	平均点	30未満	30~60	60~100	平均点	30未満	30~60	60~100	平均点	
H19	614	2,958	12,077	78.2	1,053	1,575	13,021	77.7	833	2,414	12,402	79.5	15,649
	3.9%	18.9%	77.2%	—	6.7%	10.1%	83.2%	—	5.3%	15.4%	79.3%	—	—
H20	615	3,499	14,228	78.9	1,249	1,727	15,366	78.2	803	2,670	14,869	81.2	18,342
	3.4%	19.1%	77.6%	—	6.8%	9.4%	83.8%	—	4.4%	14.6%	81.1%	—	—
H21	780	3,944	15,503	78.4	1,500	1,923	16,804	77.9	899	3,068	16,260	81.1	20,227
	3.9%	19.5%	76.6%	—	7.4%	9.5%	83.1%	—	4.4%	15.2%	80.4%	—	—
H22	831	4,211	16,186	78.3	1,575	2,007	17,646	77.9	879	2,940	17,409	81.8	21,228
	3.9%	19.8%	76.2%	—	7.4%	9.5%	83.1%	—	4.1%	13.8%	82.0%	—	—

- ・概ね、全橋梁の点検が完了。
- ・なお、最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。
- ・これらの結果、全体的な比率に大きな変化は認められない。
- ・ただし、走行安全性にわずかではあるものの指標値の向上が認められる。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	831	4,211	16,186	21,228	78.3
東北	89	611	2,191	2,891	76.6
関東	59	443	2,144	2,646	81.6
北陸	41	294	1,328	1,663	80.2
中部	87	390	3,026	3,503	84.7
近畿	168	696	1,862	2,726	73.3
中国	113	644	2,156	2,913	77.5
四国	65	464	1,440	1,969	76.8
九州	209	669	2,039	2,917	74.6

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	1,575	2,007	17,646	21,228	77.9
東北	349	306	2,236	2,891	73.5
関東	183	217	2,246	2,646	78.8
北陸	87	99	1,477	1,663	81.8
中部	132	279	3,092	3,503	82.1
近畿	268	329	2,129	2,726	74.4
中国	187	337	2,389	2,913	77.6
四国	187	155	1,627	1,969	76.2
九州	182	285	2,450	2,917	78.7

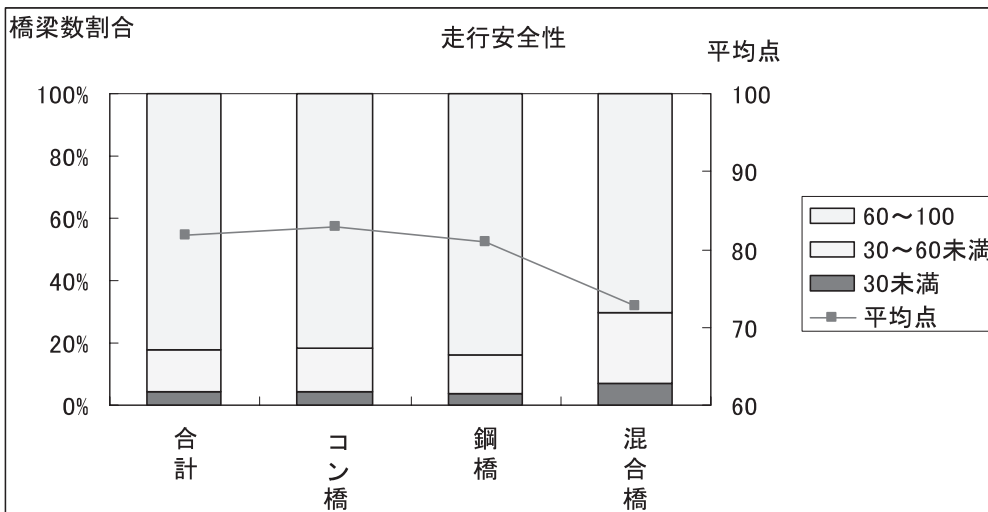
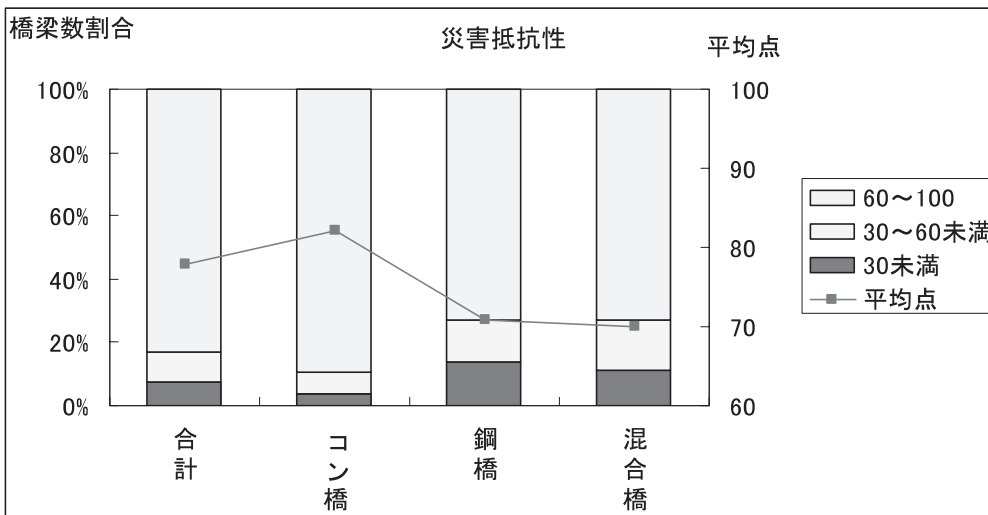
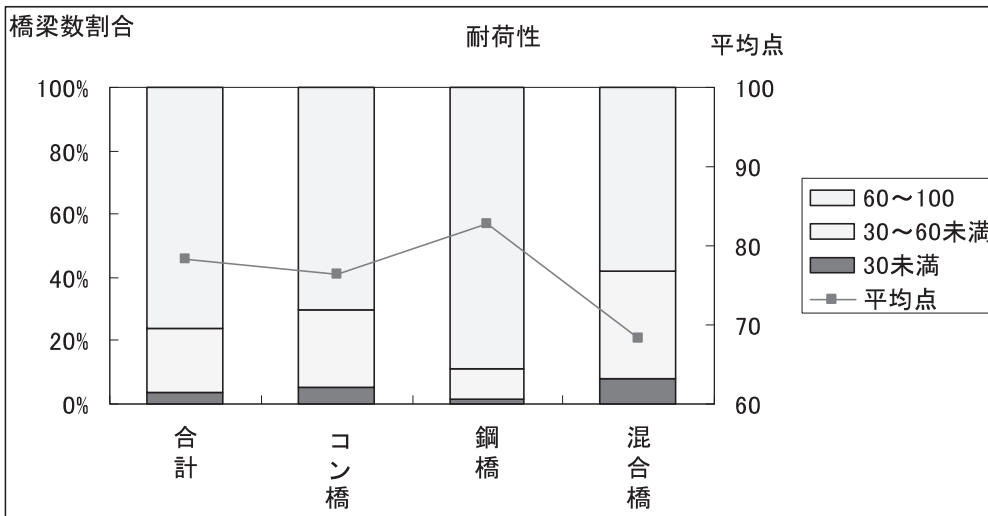
3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	879	2,940	17,409	21,228	81.8
東北	167	422	2,302	2,891	77.9
関東	93	286	2,267	2,646	83.1
北陸	26	174	1,463	1,663	86.9
中部	106	440	2,957	3,503	83.2
近畿	130	483	2,113	2,726	79.5
中国	79	396	2,438	2,913	83.2
四国	72	226	1,671	1,969	85.1
九州	206	513	2,198	2,917	78.7

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

② 上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	831	4,211	16,157	21,199	78.3
コン橋	671	3,242	9,314	13,227	76.3
鋼橋	96	697	6,383	7,176	82.9
混合橋	64	272	460	796	68.4

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	1,575	2,007	17,617	21,199	77.9
コン橋	499	906	11,822	13,227	82.1
鋼橋	986	977	5,213	7,176	70.9
混合橋	90	124	582	796	70.0

3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	879	2,940	17,380	21,199	81.8
コン橋	542	1,881	10,804	13,227	82.8
鋼橋	283	875	6,018	7,176	80.9
混合橋	54	184	558	796	72.7

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第 488 号「平成 19 年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。